

## 第3期中期計画変更について

前期中期目標期間における繰越積立金の発生に伴い、当期中期計画期間における積立金の処分に  
関する計画を変更するもの。

## P 3 6 第12の2 積立金の処分にに関する計画

変更前	変更後
なし	前期中期目標期間繰越積立金については、医療の質向上のための病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実、および経営の安定化に資する財源等に充てる。

なお、令和7年度計画においても同様の変更を行うものとする。

以下、変更箇所と実際のイメージ

## 第 12 地方独立行政法人市立東大阪医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

### 1 中期目標の期間を超える債務負担

(単位：百万円)

項 目	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	2,572	0	2,572
長期借入金償還債務	5,292	5,495	10,787

### 2 積立金の処分にに関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、医療の質向上のための病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実、および経営の安定化に資する財源等に充てる。

### 3 前2号のほか、法人の業務運営に関し必要な事項

なし